

令和6年度 総合評価落札方式(工事) の実施方針について

経緯

- 労働基準法の改正、施行(H31.4月) ⇒ [R6.4月 建設業の時間外労働上限規制適用開始](#)
⇒働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定。
- 「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の公布・施行(R1.6.14)
・公共工事の品質確保、働き方改革への対応、生産性向上への取組、災害時の緊急対応の充実強化、調査・設計の品質確保等。
- 改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正(R2.1.30)
・公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たす。
- 改正品確法の理念を実現するため「全国統一指標、関東ブロック独自指標の目標値」設定(R2.12.23)
 - ・全国統一指標【工事】:
 - ①地域平準化率(施工時期の平準化)、②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)
 - ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
 - ・関東ブロック独自指標【工事】:
 - ④最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(予定価格の適正な設定)
 - ⑤設計変更ガイドラインの策定・活用状況(適切な設計変更)
 - ⑥区市町村における週休2日対象工事の実施状況(令和4年度調査より実施)

国の動き

■建設業法、入札契約適正化法及び品確法の一部改正(第213回通常国会(R6.1.26 開会)で審議予定法案)

- 担い手確保のための働き方改革・処遇改善
- 地域建設業等の維持に向けた環境整備
- 新技術の活用等による生産性の向上
- 公共工事の発注体制の強化 ほか

意見

■建設産業団体連合会からの意見

- 品質確保、技術力の向上
 - ・総合評価落札方式は品質確保、技術力向上のために必要
- 働き方改革、担い手確保・育成
 - ・時間外労働の要因にもなっている「施工計画」を求めない「特別簡易型」の適用拡大

令和6年度 総合評価の実施方針に反映
ポイント

1. 品質確保、技術力の向上
2. 働き方改革の取り組み強化
3. 担い手の確保・育成

施策	令和6年度の取り組み	
	目的	総合評価落札方式
品質確保・ 技術力向上	的確な技術力の評価	工事成績(企業・配置予定技術者)の評価基準見直し
	継続教育制度(CPD)による技術力の維持・向上	コロナに伴うCPD証明対象期間の暫定措置解除
働き方改革	受発注者の事務負担軽減	適用タイプ選定方法の見直し
	週休二日制工事の標準化	週休二日制宣誓企業への評価の解消
担い手確保・ 育成	地域の守り手・地域に根ざした企業の評価	「本店所在地」の評価基準見直し(R5.10月改定)
	建設業の担い手確保に向けた取組み促進	「新規雇用の実績」の新設(R5.10月新設)

1. 総合評価の適用

- ・3千万円以上の工事は、原則、総合評価落札方式による一般競争入札を適用する(解体工事、アスファルト舗装工事は1千万円以上)
- ・適用タイプは、簡易型、標準型または高度技術提案型のいずれかの方式を選択することを基本とするが、「山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン」の区分表により「特別簡易型(Ⅰ)または(Ⅱ)」を適用できることとする。

- 災害復旧工事は、迅速かつ円滑な復旧のため、「災害復旧工事に係る入札契約事務処理試行要領」を適用する。
- 解体工事は、安全で確実な施工が必要なため、「山梨県 解体工事(施工体制評価型)総合評価試行要領」を適用する。
- アスファルト舗装工事は、品質が高く、安全で円滑な施工が必要なため、「山梨県「アスファルト舗装工事」(施工体制評価型)総合評価実施要領」を適用する。
- 入札参加者が県外企業のみとなる工事は、下請への県内企業の活用を促進するため、「山梨県「県内下請活用審査型」総合評価試行要領」を適用する。

2. 品質確保、技術力の向上

- ・「**工事成績**」の評価基準を見直し、企業及び技術者の工事の品質や技術力向上に対する努力を的確に評価する。
- ・配置予定技術者の継続教育制度(CPD)による技術力の維持・向上を図る取り組みを評価する。(証明対象期間の暫定措置は解除)

3. 働き方改革の取り組み強化

- ・**総合評価の適用タイプ選定方法**を見直し、工事の品質を確保しつつ、受発注者の入札契約事務の簡素化を図る。
- ・建設業の時間外労働上限規制の適用に伴い、工事の**週休二日制完全実施**に移行する。(週休二日制宣誓企業への評価解消)

4. 担い手の確保・育成

- ・地域の安全・安心の守り手としてその地域に根ざした企業をより高く評価する(「本店所在地」評価基準見直し)。(R5.10月改定)
- ・建設業の担い手確保に向けた取り組みを促進するため、企業の「新規雇用の実績」を評価する。(R5.10月改定)

※ 山梨県総合評価委員会の年2回実施(9月、3月)

※ 意見聴取を毎週木曜日に実施